

## 質問書に対する回答

件名) 横浜新道 新保土ヶ谷 I C ランプ橋リニューアル工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	手続開始の公示 (説明書)	<p>特定JV乙型を構成して競争参加をする場合で、優先交渉権者となって随意契約を締結した後の技術者 (主任技術者等) の配置についてご教示願います。</p> <p>①複数の工事種別の構成員を兼ねた場合においても、専任の必要な技術者は各社1名と考えてよいでしょうか。それとも、各工事種別ごとに技術者の配置が必要となるのでしょうか。その場合の配置技術者の要件 (施工実績等) についてもご教示願います。</p> <p>②技術者の配置が必要な期間は、各工事種別を施工している期間に配置が必要と考えればよいでしょうか。それとも、全工期にわたって技術者の配置が必要となるのでしょうか。</p> <p>③また工事種別が同一であっても施工内容が異なる場合、例えば「橋梁補修工事」の中で、床版取替工はA社が担当し、既設橋梁撤去工はB社が担当する場合、A社、B社の技術者はそれぞれの担当工事の期間内に配置できればよいでしょうか。</p>	<p>①専任の必要な技術者は各社1名を想定しておりますが、具体的な要件については設計業務の成果を踏まえて決定することになります。</p> <p>②基本的に専任を要する技術者は全工期にわたって配置が必要となりますが、仕様書において専任を要しない期間が定められている場合、この限りではありません。</p> <p>③基本的に専任を要する技術者は全工期にわたって配置が必要となりますが、仕様書において専任を要しない期間が定められている場合、この限りではありません。</p>